

妙鏡院 独身・夫婦・家族の永代供養墓 契約書

請負者	郵便番号	住 所	
(甲)	〒845-0004	佐賀県小城市小城町松尾3892-	
	電 話	0952-73-2882	
	妙鏡院	位職	阿比留 節 眞



契約年月日		年	月	日
申請者	郵便番号	住 所		
(乙)	-			
氏 名				印
自 宅 電 話				
携 帯 電 話				



●この契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印・割印のうえ各自1通を保有します。裏面に記載の契約内容を(乙)は理解承認したので永代供養者について永代供養を(甲)に申請します。

対象者の合同永代供養は、正月・春と秋の彼岸7月のお金・8月のお金は墓前にて供養。妙鏡院檀信徒施餓鬼供養(8月)、永代供養者の施餓鬼供養も妙鏡院本堂で行う。年6回供養する

永 代 供 養 対 象 者		
俗名(生前の氏名)		年齢(満)
没年月日		歳
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。		

永 代 供 養 対 象 者		
俗名(生前の氏名)		年齢(満)
没年月日		歳
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。		

(乙)は(表紙・裏面)記載の契約内容を理解し、承認したので(甲)と契約致します。
 (乙)の家族・その他の方が故人の葬式・年忌法要を別途依頼する場合のみ、合同の永代供養とは異なる為、お布施ならびに必要な経費は別途頂戴します。依頼される前に、お布施・経費は位職に確認してください。

妙鏡院 独身・夫婦・家族の永代供養墓 契約書

請負者	郵便番号	住 所	
(甲)	〒845-0004	佐賀県小城市小城町松尾3892-	
	電 話	0952-73-2882	
	妙 鏡 院	位 職	阿比留 節 眞



契約年月日		年	月	日
申請者	郵便番号	住 所		
(乙)	-			
氏 名				印
自 宅 電 話				
携 帯 電 話				



●この契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印・割印のうえ各自1通を保有します。裏面に記載の契約内容を(乙)は理解承認したので永代供養者について永代供養を(甲)に申請します。

対象者の合同永代供養は、正月・春と秋の彼岸7月のお金・8月のお金は墓前にて供養。妙鏡院檀信徒施餓鬼供養(8月)、永代供養者の施餓鬼供養も妙鏡院本堂で行う。年6回供養する

永 代 供 養 対 象 者

俗名(生前の氏名)		年齢(満)
没年月日		歳
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。		

永 代 供 養 対 象 者

俗名(生前の氏名)		年齢(満)
没年月日		歳
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。		

(乙)は(表紙・裏面)記載の契約内容を理解し、承認したので(甲)と契約致します。
 (乙)の家族・その他の方が故人の葬式・年忌法要を別途依頼する場合のみ、合同の永代供養とは異なる為、お布施ならびに必要な経費は別途頂戴します。依頼される前に、お布施・経費は位職に確認してください。

妙鏡院 独身・夫婦・家族墓の合同永代供養契約

※ 契 約 内 容 ※

- 第1条 請負者妙鏡院(以下、【甲】という。)と申請者(以下、【乙】という。)は次のとおり契約(以下【本契約】という)を締結する。(甲・乙)は、契約に際し、関係法令第1条～第15条の契約内容を遵守すること。
- 第2条 契約に関し、(甲)の瑕疵によらない事柄についてトラブルが生じた場合は、(乙)もしくは(乙の代理)乙側の筆頭主か跡継ぎが責任を以って解決を図ること。乙側に誰もいない場合は(甲)に一任する。
- 第3条 永代供養対象者(以下『対象者』という。)は、その宗旨(各宗派)に関わらず、(甲)の信者として(甲)の供養方式で永代供養を受けるものとする。(甲)の以外での供養方式は一切禁止とする。
- 第4条 独身・夫婦・家族の永代供養墓はペットの納骨/埋葬も可能である。ペットも家族の一員であるため納骨を許可する。ペットを納骨する場合は、荼毘(火葬して遺骨になっていること) (このお墓限定)人もペットも亡くなれば同じ御霊である。
- 第5条 (甲)は、(甲)が存続する間、(甲)の方式で責任を持って対象者の御霊供養を永遠に行うものとする。ただし、天災や戦争など避けがたい事情により、供養が出来なくなった場合はその限りではない。
※契約された、お墓は永遠に改葬(解体)はない。同居者を除き家族以外の方と埋葬(納骨)は永遠にしない。
- 第6条 この墓石に納骨する時は原則骨壺ごと納骨する。(複数の方を納骨する場合は骨壺から出して納骨する場合もある)複数の方を納骨する場合、別途費用を頂戴し、第15条に定める利用条件を承認出来る者のみ利用可能とする。
- 第7条 対象者を(甲)の永代供養過去帖に記載(保管するも法令等に基づく場合を省き、一切公開・公表はしない。
- 第8条 (乙)は、(甲)が定める(墓石・永代供養料)納骨供養料(対象人数分)のお布施。必要経費を一括で支払う。2名様まで俗名・戒名・没年月日・享年を彫刻する費用を含む。(2名様以上の彫刻は別途費用を頂戴する)
- 第9条 **甲は、(乙及び乙の家族)に年会費/護持会費・管理費、入壇料、毎年の合同永代供養料、寄付、供養塔追加建設に関する特別寄付なども含み永遠に求めないことを約束する。**
- 第10条 (甲)は、永代供養対象者・それ以外の者のお葬式・年忌供養など別途供養申請があった場合原則お受けするも費用・お布施は別途頂戴するものとする。(申請前にお布施・経費は任職に確認のこと)
- 第11条 対象者の年忌供養や別途供養を(甲)に申請する場合は、**1霊につき別途3万円**(お布施は変動あり)のお布施を頂戴する。供養内容によっては別途経費が生じる場合もあり。(乙は甲に確認のこと)
- 第12条 契約終了後は如何なる理由でも契約解除・クーリングオフは適用しないのでお骨・費用は一切返還しない。
- 第13条 乙が契約書を紛失した場合、甲は契約破棄と判断するため再交付は絶対に致しません。納骨時に契約書と火葬埋葬許可書か正式な証明書が無い場合、納骨は出来ません。
(特別な理由で甲が認めた場合は除く)(保管の際は十分に気を付けて下さい。)
- 第14条 本注意事項に関する以外の事項について、必要が生じた場合は、(甲・乙)が協議の上解決を図る。乙及び乙の代理が協議に出席出来ない場合は、乙は甲にすべてを一任するため甲の判断で解決する。
- 第15条 **契約したお墓に納骨する場合、別途費用(納骨供養料、1霊につき2万円・追加墓石彫刻料1霊3万円)を納め甲に申請をしなければいけない。(ペットも同じく 1霊につき2万円・墓石彫刻希望者は 1霊3万円)です。**

永代供養対象者

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	墓石に彫刻する・しない	
	歳	○×を付けて下さい	
没年月日			
		墓石の彫刻	
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	墓石に彫刻する・しない	
	歳	○×を付けて下さい	
没年月日			
		墓石の彫刻	
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	墓石に彫刻する・しない	
	歳	○×を付けて下さい	
没年月日			
		墓石の彫刻	
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	墓石に彫刻する・しない	
	歳	○×を付けて下さい	
没年月日			
		墓石の彫刻	
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			